

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月20日

北上地区消防組合

管理者 北上市長 **管理者署名**

北上地区消防組合規則第15号

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（給料月額の特数計算）</p> <p>第5条の2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の特数があるときは、その特数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) <u>給与条例第5条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）</u></p> <p>(2) <u>給与条例第5条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u></p> <p>）</p> <p>（時間外勤務等記録簿）</p> <p>第14条 任命権者は、時間外勤務等記録簿（<u>様式第3号の1及び様式第3号の2</u>）を作成し、職員の時間外勤務、時間外勤務代休時間（勤務時間等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）、時間外勤務代休時間にした勤務又は休日勤務について、当該勤務等の事実をそれぞれ記録しなければならない。</p> <p>（給与の特額）</p> <p>第17条 給与条例第15条第1項、勤務時間等条例第15条第3項（勤務時間等条例第15条の2第3項において準用する場合を</p>	<p>（給料月額の特数計算）</p> <p>第5条の2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の特数があるときは、その特数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) <u>給与条例第5条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u></p> <p>(2) <u>給与条例第5条の2に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）</u></p> <p>（時間外勤務等記録簿）</p> <p>第14条 任命権者は、時間外勤務等記録簿（<u>様式第3号の2</u>）を作成し、職員の時間外勤務、時間外勤務代休時間（勤務時間等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）、時間外勤務代休時間にした勤務又は休日勤務について、当該勤務等の事実をそれぞれ記録しなければならない。</p> <p>（給与の特額）</p> <p>第17条 給与条例第15条第1項、勤務時間等条例第15条第3項（勤務時間等条例第15条の2第3項において準用する場合を</p>

含む) 又は北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例 (平成4年北上地区消防組合条例第2号) 第19条の規定により、その給与期間において給与が減額される全時間数に1時間未満の端数が生じたときは、第16条の規定の例による。

様式第3号の1 (第14条関係)

時間外勤務等記録簿

所屬	勤務すべき時間		勤務の区分						氏名	確認印		
	月日	曜日	勤務時間	時間外勤務						休日勤務	係長	担当者
				125 100	135 100	150 100	180 100	累計時間				

※ 累計時間欄が80時間を超えた場合は、様式第3号の2へ記入する。

含む) 、北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例 (平成4年北上地区消防組合条例第2号) 第19条 又は北上地区消防組合職員の高齢者部分休業条例 (令和5年北上地区消防組合条例第4号) 第3条の規定により、その給与期間において給与が減額される全時間数に1時間未満の端数が生じたときは、第16条の規定の例による。

様式第3号の1 削除

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。